

株式会社和心とマイグレ株式会社との株式交換に関する事前開示書類

当社及びマイグレ株式会社（以下、「マイグレ」という。）は2025年9月12日をもって、当社を完全親会社、マイグレを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794第1項に定める事前開示事項は下記のとおりであります。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

当社及びマイグレが2025年8月13日付けで締結した株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

該当事項はございません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

2025年8月22日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号

株式会社和心

代表取締役 森 智宏

株式交換契約書

株式会社和心（以下「甲」という。）及びマイグレ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の発行済株式を全部取得することにより、乙を甲の完全子会社とすることを目的とし、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことに合意する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社和心

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12

乙（株式交換完全子会社）

商号：マイグレ株式会社

住所：静岡県伊東市吉田551

第 3 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年9月12日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙で協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く）に対して、乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の数に、628を乗じて得られる数の甲の普通株式株を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式628株の割合をもって割り当てる。

3 前二項の規定に従い、甲が乙の株主に対し割当交付しなければならない甲の株式の数に、1に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 5 条 (株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金の額及び準備金の額については、次のとおりとする。

資本金の額 金0円

準備金の額 会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 6 条 (開示及び株主総会)

1 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要な開示などの手続きを完了するものとする。

2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約及び本株式交換に必要な事項について承認を受けるものとする。

第 7 条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本締結日以降効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもって自らの業務を執行し、一切の財産管理を行い、財産又は権利義務に重大な影響をもたらす行為を行い又は行わせる場合については、あらかじめ甲又は乙が相手方に報告し同意を得たうえでこれを行うものとする。

第 8 条 (役員任期)

甲及び乙は、効力発生日よりも前に選任された甲の取締役及び監査役の任期は、本株式交換の前後で変更されないことを確認する。

第 9 条 (契約解除・変更)

1 甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合、本株式交換の実行前に限って本契約を解除できる。

(1) 甲又は乙のどちらかが本契約に定める義務のいずれかに違反(但し、軽微な違反を除く。)し、1週間以上の期間を定めて是正の催告を行っても期間内に是正が行われなかったとき。

(2) 自らの責めに帰すべからざる事由によって、効力発生日までに、株主総会その他本株式交換のた

めに法令上必要とされる手続きが完了しなかったとき。

(3) 天変地異や財務状況の極端な悪化などの事情により本株式交換の実行が困難となったとき。

(4) 甲又は乙のどちらかが破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法令上の倒産手続きを開始したとき。

(5) 甲又は乙のどちらかが解散決議を行ったとき。

2 本契約の締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産や経営状態に重大な変動が生

じた場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更することができる。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議の上解決する。

第 11 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-20-12
株式会社和心
代表取締役 森 智宏 

乙 静岡県伊東市吉田 551
マイグレ株式会社
代表取締役 森 智宏 

交換対価の相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

| | | |
|------------------|---------------------|------|
| | 当社 | マイグレ |
| 株式交換に係る割当比率 | 1 | 628 |
| 本件株式交換により交付する株式数 | 当社普通株式：115,552株（予定） | |

(注1) 株式の割当比率

マイグレ株式1株に対して、当社株式628株を割当交付します。ただし当社が保有するマイグレ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

和心は、本株式交換に際して、新株を発行し、和心の普通株式115,552株を割当交付する予定です。これは、和心の発行済み株式総数の1.77%に該当します。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）に満たない数の株式）を保有する株主が生じることが見込まれますが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、下記の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）：会社法第194条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）：会社法第194条第1項の定めに基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に当社の1株に満たない端数の割当てを受けることとなるマイグレ株主に対しては、会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の考え方

(1) 当社株式の株式価値の算定方法

当社株式については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定いたしました。

その結果、当社株式の1株当たり株式価値は以下のとおりです。

| 算定方式 | 算定結果 |
|-----------|------|
| 市場株価法（終値） | 482円 |

(2) マイグレ株式の株式価値の算定方法

非上場会社であるマイグレの株式価値については、業績推移と今後の成長性を踏まえ、将来の利益創出力を的確に反映する手法としてEBITDAマルチプル法を採用し、2025年7月31日付で算定いたしました。

| 算定方式 | 算定結果 |
|---------------------------|-----------|
| インカムアプローチ (EBITDA マルチプル法) | 302,500 円 |

(3) 株式交換比率

当社及びマイグレは、上記(1)及び(2)で算出した当社株式の株式価値とマイグレ株式の株式価値を基に慎重に交渉及び協議を重ねた結果、本株式交換の株式交換比率を1.記載の比率のとおり合意しました。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるマイグレは非上場のため、該当事項はございません。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換の交換対価として、完全親会社となる当社の普通株式を選択いたしました。

(理由)

本株式交換による当社及びマイグレの完全親子会社化に伴う統合効果によって得られる当社グループ全体の企業価値の向上を享受いただくために、本株式交換の交換対価を、全て当社の普通株式とすることが適切であると判断いたしました。

3. 新規株式発行による当社の資本金及び資本準備金の額

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(マイグレの最終事業年度に係る計算書類等)

貸借対照表

2024年12月31日 現在

マイグレ株式会社

(単位：円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 108,678,084 | 【流動負債】 | 50,686,333 |
| 現金及び預金 | 16,897,009 | 未払金 | 44,575,805 |
| 売掛金 | 11,464,811 | 未払法人税等 | 2,090,400 |
| 立替金 | 13,171,399 | 未払消費税等 | 1,245,800 |
| 前払費用 | 645,315 | 預り金 | 2,774,328 |
| 短期貸付金 | 15,258,152 | 【固定負債】 | 18,906,000 |
| 未収入金 | 51,241,398 | 長期借入金 | 4,506,000 |
| 【固定資産】 | 148,645,689 | 長期前受収益 | 14,400,000 |
| 有形固定資産 | 147,367,689 | 負債の部合計 | 69,592,333 |
| 建物 | 34,272,658 | 純資産の部 | |
| 附属設備 | 25,015,061 | 【株主資本】 | 187,731,440 |
| 構築物 | 3,027,794 | 資本金 | 85,277,300 |
| 機械装置 | 77,625 | 資本剰余金 | 65,277,300 |
| 工具器具備品 | 3,492,727 | 資本準備金 | 65,277,300 |
| 土地 | 61,228,568 | 利益剰余金 | 37,176,840 |
| 建設仮勘定 | 20,253,256 | その他利益剰余金 | 37,176,840 |
| 投資その他の資産 | 1,278,000 | 繰越利益剰余金 | 37,176,840 |
| 敷金 | 1,278,000 | 純資産の部合計 | 187,731,440 |
| 資産の部合計 | 257,323,773 | 負債及び純資産の部合計 | 257,323,773 |

損益計算書

2024年01月01日 ~ 2024年12月31日

マイグレ株式会社

(単位：円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------------|-------------|
| 【売上高】 | | |
| 売上高 | 129,441,243 | |
| 売上高計 | | 129,441,243 |
| 【売上原価】 | | |
| 当期商品仕入 | 1,942,417 | |
| 当期商品仕入高 | 1,942,417 | |
| 売上原価計 | | 1,942,417 |
| 売上総利益 | | 127,498,826 |
| 【販売管理費】 | | |
| 販売管理費計 | | 107,900,762 |
| 営業利益 | | 19,598,064 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受取利息 | 5,271 | |
| 雑収入 | 1,477,251 | |
| 営業外収益計 | | 1,482,522 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支払利息 | 63,858 | |
| 雑損失 | 914,463 | |
| 営業外費用計 | | 978,321 |
| 経常利益 | | 20,102,265 |
| 【特別利益】 | | |
| 固定資産売却益 | 5,412,835 | |
| 特別利益計 | | 5,412,835 |
| 【特別損失】 | | |
| 税引前当期純利益 | | 25,515,100 |
| 【法人税等】 | | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 7,548,600 | |
| 法人税等計 | | 7,548,600 |
| 当期純利益 | | 17,966,500 |

販売費及び一般管理費内訳書

2024年01月01日 ~ 2024年12月31日

マイグレ株式会社

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|-------------|
| 役 員 報 酬 | 6,000,000 |
| 給 料 手 当 | 17,302,015 |
| 賞 与 | 37,781 |
| 法 定 福 利 費 | 2,188,174 |
| 外 注 費 | 23,920,733 |
| 広 告 宣 伝 費 | 12,029,675 |
| 接 待 交 際 費 | 1,615,206 |
| 会 議 費 | 226,550 |
| 旅 費 交 通 費 | 1,303,116 |
| 通 信 費 | 1,163,826 |
| 消 耗 品 費 | 11,209,984 |
| 修 繕 費 | 272,080 |
| 水 道 光 熱 費 | 3,870,242 |
| 諸 会 費 | 114,000 |
| 支 払 手 数 料 | 9,477,729 |
| 車 両 費 | 195,857 |
| 地 代 家 賃 料 | 3,129,094 |
| リ ー ス 料 | 1,236,401 |
| 保 険 料 | 757,648 |
| 租 税 公 課 | 1,242,113 |
| 支 払 報 酬 料 | 207,800 |
| 研 究 開 発 費 | 101,357 |
| 減 価 償 却 費 | 10,273,035 |
| 雑 費 | 26,346 |
| 販 売 管 理 費 計 | 107,900,762 |

株主資本等変動計算書

2024年01月01日～2024年12月31日

マイグレ株式会社

(単位：円)

| | 株主資本 | | | | | | 自己株式 | 自己株式 引当金 | 計 | 評価・換算 差額等 | 新株予約権 | 総資産合計 |
|------------------------|------------|------------|------------|--------------|-------|------------|------|-------------|-------------|--------------|-------|-------------|
| | 資本金 | 新株式 引当金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | | |
| | | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 剰当準備金 | その他利益剰余金 | | | | | | |
| 当 期 初 残 高 | 85,277,300 | | 65,277,300 | | | 19,210,340 | | | 169,764,940 | | | 169,764,940 |
| 新 株 の 発 行 | | | | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金組立て | | | | | | | | | | | | |
| 特別償却準備金取崩し | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当に伴う 利益準備金の組立て | | | | | | | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 17,966,500 | | | 17,966,500 | | | 17,966,500 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外(純額) | | | | | | | | | | | | |
| 当 期 末 残 高 | 85,277,300 | | 65,277,300 | | | 37,176,840 | | | 187,731,440 | | | 187,731,440 |

個別注記表

2024年01月01日 ~ 2024年12月31日

マイグレ株式会社

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - (a) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - (b) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 1,650株